

埼玉県産業労働部産業支援課 会計年度任用職員募集要項

次のとおり会計年度任用職員を募集します。

1 職務内容

- (1) 経営承継円滑化法(事業承継税制関係)に係る認定・確認事務
 - ・事業承継税制に係る問合せ対応
 - ・事業承継税制に係る申請に対する認定事務
 - ・事業承継税制に係る報告に対する確認事務
- (2) 事業承継税制に係る集計等
- (3) 経営革新計画(県内中小企業者等の事業計画)の承認事務
 - ・訪問・電子メール等による経営革新計画策定支援
 - ・経営革新計画承認事務
 - ・経営革新計画実行支援
- (4) その他の経営革新支援担当の事務に関すること(産業支援課が定める事務分掌による)

2 応募資格

- (1) 税理士又は中小企業診断士の資格を有する方。
- (2) 年齢・性別・学歴は問いません。
- (3) 国籍は問いません。ただし、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。
 - ※地方公務員法第16条に該当する人(次のいずれかに該当する人)は受験できません。
 - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - ・埼玉県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 求める人材

- (1) コミュニケーション能力に優れた方
- (2) 前向きで協調性のある方
- (3) パソコン操作(Word、Excel等のソフト)ができる方

4 採用予定者数

1人

5 勤務条件

(1)任用期間

令和6年3月1日(予定)から令和6年3月31日まで

勤務成績が良好で一定条件を満たした場合、令和7年3月31日まで再度任用します。

その後も、勤務実績等により、再度任用されることがあります。

(2)勤務日数・勤務時間

原則週4日・週29時間(午前9時00分～午後5時15分(7時間15分))

※休憩時間:正午～午後1時(60分)

※勤務日の割り振りについては応相談。

(3)休日

原則、土曜日、日曜日、国民の祝日です。

(4)休暇

年次休暇1日、その他の休暇は県の規定によります。

(5)報酬

月額:166,700～188,400円

(時間額:1,326～1,499円)

※報酬は学歴・経験を考慮の上、決定します。

※報酬額は令和6年3月1日時点のものです。一般職の常勤職員の給与改定等を踏まえ、報酬等が改定となることがあります。

(6)交通費

別途支給(県の規定によります。)

※通勤距離の片道が2km未満の場合等には支給されません。

(7)社会保険

健康保険、厚生年金保険、雇用保険あり

※加入条件を満たす場合に限りです。

(8)勤務地

埼玉県産業労働部産業支援課内

所在地:〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

※「5 勤務条件」については、採用までに関係条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところにより変更します。

※再度任用は、令和6年度予算の成立状況等によって、勤務条件が変更されたり、任用されなかったりする場合があります。

6 応募について

- (1) 応募は、令和6年2月13日(火)【必着】までに下記担当宛てに、本募集要項に添付している履歴書(様式第1号・写真添付)及び身上書(様式第2号)に必要な事項を記入の上、提出してください。なお、ハローワークから紹介された方は、ハローワークの紹介状についても併せて提出してください。
- (2) 提出は、郵送又は持参となります。
- (3) 封筒の表面には「会計年度任用職員応募」と朱書きし、裏面に御自分の住所、氏名を明記してください。
- (4) 郵送される場合、簡易書留等によらない場合の事故については、責任を負いません
- (5) 持参される場合の受付時間は、平日午前8時30分から正午、午後1時から午後5時15分までです。
- (6) 応募状況により、2月13日(火)よりも早く募集を締め切る場合があります。

7 選考方法等について

- (1) 第一次審査
応募書類による選考を行います。
- (2) 第二次審査
第二次審査(面接)は、埼玉県庁舎内の会場で令和6年2月中旬頃に実施することを予定しております。日時及び場所については、令和6年2月16日(金)頃までに連絡します。
なお、応募書類の返却はしていません。
- (3) 最終合格
令和6年2月末頃に、第二次審査の受験者全員に連絡します。

8 応募書類の提出及び問い合わせ先

所在地: 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1(埼玉県庁本庁舎4階)

担当: 産業労働部産業支援課 経営革新支援担当

電話: 048-830-3910